

新見市教育委員会 11月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和5年11月15日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理人	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	山 縣 晴 美
教育総務課長	谷 本 隆 之
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時25分 着 席

(令和5年11月15日(水) 午後3時25分から午後4時35分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

谷本課長

(新見市教育委員会10月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

正村教育長

前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

正村教育長

(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員

(教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議第42号 令和5年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について

正村教育長

それでは6の議事に移ります。
議第42号の説明をお願いいたします。

黒川課長

議第42号令和5年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について説明をさせていただきます。
資料の1ページをご覧ください。

来年度、小学校入学予定者は133名、中学校入学予定者は186名を予定しており、申請がありましたのは、37世帯41名でございました。新見市就学援助規則第6条に則り申請された世帯の前年の所得額が、平成25年4月1日現在において適用されている生活保護基準額の1.5倍以下であるかどうかの審査をおこなった結果、認定が必要と認められた者は35世帯39名、認定が不相当と認められた者は2世帯2名でございました。

資料3ページから7ページの一覧表には、その内訳と申請理由を記載しております。

ご確認いただいた上でご審議のほどよろしくをお願いいたします。
以上です。

正村教育長

少し時間をお取りしますので、ご確認ください。
(確認時間)

それでは委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

長谷川委員 世帯番号2番の方は市内のお店の運営管理者の方だと思うんですけど、先ほど市内施設の収入見込みが違ったということがありました。そういう事がお店の方でも起きているのでしょうか。それから、理由が2番の市町村民税が非課税となっているんですけど、市町村民税が非課税の方でも指定管理者にはなれるのでしょうか。

木下課長 市内のお店のみの指定管理として事業者になっていただいておりますので、市内施設とは切り離して考えていただければと思います。
それと、特に指定管理の条件としては事業者ということになってますので、特に個人の事には言及はしないということになっております。

正村教育長 よろしいでしょうか。

長谷川委員 はい。

正村教育長 外にございますでしょうか。

松井職務代理者 個々の方の事情については基準どおりということで問題ないと思うんですけど、ちょっと伺いたいのは、1つは来年度の新入学学用品入学前支給分ということですが、これが最終のものなのかということです。もうこれ以降は申請の機会があるのかということが1点と、それからここで認定が適当と認められた特に来年度小1に入学する児童については、入学後のいろいろな諸経費等についての支給というか、助成がもうここで決定したということになるのかということの2点についてお願いします。

黒川課長 再度の申請は可能でございます。
それからあと、この入学のタイミングで入学に必要なものを購入したんですけども、入学に関わるものが入学後に発生したという場合につきましても、それは遡って支払いをすることが可能です。
ちなみに小学校の場合は、上限が5万600円、中学校の場合は上限が5万7,400円となっております。上限ですので実際に使う申請された額を後日お支払いするという仕組みになっております。

松井職務代理者 ここで支給が適当と認められる児童になるか児童の家庭になるのかわかりませんが、それは今後入学後の様々な費用について助成というか、いわゆる、ここにある要保護・準用保護児童と認定されたと理解すればいいですか。

黒川課長

はい。

正村教育長

外にございますでしょうか。

無いようですので議第42号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第42号は承認といたします。

議第43号 新見市哲西鯉が窪湿原等の指定管理者の指定について

正村教育長

次に、議第43号の説明をお願いします。

木下課長

それでは議第43号、新見市哲西鯉が窪湿原等の指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

添付資料の1ページをご覧ください。これは新見市哲西鯉が窪湿原及び鯉が窪湿原資料館につきまして、令和6年3月末をもって指定管理期間が終了となり、管理運営を指定管理者におこなわせることについて、12月市議会定例会での議決を求める必要があるため、議案として上程するものでございます。資料の1ページは、市議会定例会へ提出する議案の形式でお示しをさせていただいております。施設の名称及び位置ということで、新見市哲西鯉が窪湿原、それから新見市哲西鯉が窪湿原資料館の2つでございます。指定管理者の名称につきましては、株式会社アクティブ哲西代表取締役水上真一、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間となっております。

続いて、2ページをご覧ください。施設の概要でございますが、先程申し上げました2つの施設で、利用実績の方はそちらに書いておりますとおりでございます。令和3年度につきましては、コロナの影響もあってちょっと少なめな状況でございます。現在の指定管理者は先程説明した株式会社アクティブ哲西代表取締役水上真一ということでございます。公募・非公募については非公募でございます。選定につきましては、選定委員会が令和5年10月23日に開催されておりますが、非公募の選定につきましては、後日書面決議で開催することとされておまして、委員5名全員一致で、現指定管理者の株式会社アクティブ哲西に選定をされたということになっております。

3ページをご覧ください。指定管理者の概要は先程言いました株式会社アクティブ哲西で、設立は平成8年、従業員は18名です。指定管理料は年間140万円。前回とは金額が30万円程上昇しておりますけれども、これは主に最低賃金の見直し等の人件費の高騰によるもの

でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

それでは、委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

松井職務代理人

指定管理団体への疑問ではなくて、3ページの資料の修繕区分というのがあるんですが、そこで本市負担修繕額1件5万円以上となっているのはどういう意味か分からなかったのでお尋ねします。この指定管理の中には修繕だとか、鯉が窪の一層の魅力アップのためのいろいろな環境整備とかのお金については含まれてないんですよね。140万円でもとてもそれができるように思わないんで、そこは市が負担をしていくということでしょうか。

木下課長

まず、修繕負担区分5万円以上となっておりますけども、こちらは市の施設の管理運営をしていただくということで、当然管理運営中にはいろんな施設の修繕とか発生します。その負担区分の額の取り決めをしてるものでございまして、5万円未満の場合は、指定管理者の方で負担をして修繕をおこなっていただき、5万円以上になるものについては市の方が負担をして修繕をするということになっています。

3ページの一番下にありますけども事業計画の概要ということで、指定管理者の方には、1から6番までに掲げる事項をやっていただくことになっておりまして、その中にはもちろん施設の管理は当然ですけども、そういった湿原に来訪された方への案内でありますとか、少しでも多く来ていただくような取組みも当然お願いするということになっております。

松井職務代理人

5万円以上かかる大規模な修繕とか、大量な土砂が流れ込んできたときの保全とかそういったようなものについては、当然市が負担をするということですね。

木下課長

はい。

松井職務代理人

わかりました。

正村教育長

外に委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

では、議第43号について承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第43号は承認といたします。

議第44号 新見美術館の指定管理者の指定について

正村教育長

次に、議第44号の説明をお願いいたします。

木下課長

それでは、議題44号新見美術館の指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

新見美術館につきましても、令和6年3月末をもって指定管理期間が終了となり、管理運営を指定管理者におこなわせることについて、12月市議会定例会での議決を求める必要があるため、議案として上程するものでございます。

資料の1ページをご覧ください。施設の名称は、新見美術館。指定管理者の名称は公益財団法人新見美術振興財団理事長藤野浩吉、指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。

続いて2ページをご覧ください。施設の概要でございますが、平成2年に開館しております、第一展示室、第二展示室、ホール、それから新見庄展示室、市民ギャラリー等であります。所蔵品は、1,201点。利用実績については書いてありますとおり、令和2年度については、コロナの影響でかなり減っております。現在の指定管理者は、公益財団法人新見美術振興財団理事長藤野浩吉でございます。公募・非公募については非公募でございます。選定の結果につきましても、先程と同じように非公募でございますので、書面決議によって、全委員一致して新見美術振興財団に候補者が選定をされました。

3ページをご覧ください。候補者の概要については、そちらに表記をしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。指定管理料の有無でございますけども、こちらについては年間2,900万円の指定管理料としております。こちらも前回の指定管理料からは、900万円弱程度上がっております。こちらにつきましても、これまで新見美術振興財団には指定管理料の他、別途美術館でおこなう特別企画展を2回と、先程教育長が冒頭でおっしゃられました東京芸大から来ていただく絵画教室、こちらを合わせて別途委託で美術館の方に事業として委託をしております。こちらのを来年度から合わせて委託をしますので、2,900万円というふうに指定管理料を上げさせていただいております。修繕につきましても、市の負担といたしましては、1件30万円以上になっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆さんから何かご質問ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

議第45号 新見市大佐体育施設の指定管理者の指定について

正村教育長

次に、議第45号の説明をお願いいたします。

谷本課長

議第45号新見市大佐体育施設の指定管理者の指定についてでございます。

新見市大佐体育施設につきましても、令和6年3月末をもって指定管理期間が終了となり、管理運営を指定管理者におこなわせることについて、12月市議会定例会での議決を求めるため、議案として上程するものでございます。

資料の1ページをご覧ください。施設の名称でございますけれども、こちらの方は大佐グラウンド、それから平松館の2つでございます。指定管理者の名称は株式会社ポリテック代表取締役八尾巍。指定管理の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間です。

2ページをご覧ください。施設の概要でございますが、照明付きのグラウンドと、多目的グラウンド、多目的広場、そして平松館が主な施設でございます。利用状況につきましては、そちらに書いてあるとおりでございます。現在の指定管理者につきましても、株式会社ポリテック代表取締役八尾巍でございます。公募・非公募は非公募でございます。こちら書面決議により、全会一致で株式会社ポリテックが候補者に選定をされております。

3ページをご覧ください。指定管理者候補の概要についてはこちらに書いておりますとおりでございます。指定管理期間については、先程言いました令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間でございます。指定管理料につきましては、217万円でございます。こちらにつきましては、前回の指定管理料は305万円でしたが、こちらは90万円弱減額となっております。これにつきましては、照明つきグラウンドがございまして、昨年度、照明つきグラウンドの照明の契約を、高電圧から低電圧に変更したことによって、電気代が大幅に減額、節約できておりますので、その部分を減額して指定管理料に反映をしているものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

指定管理料が100万円近く減額ですね。

木下課長

電圧の契約を、照度を落とした契約として、利用の方がゲートボールとか消防団の練習ぐらいの利用しかないということで、それは地元と協議をいたしまして、了解を得て、低電圧での契約をした結果、電気代がかなり節約できたということで、指定管理料に反映させたということでございます。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第45号は承認といたします。

議第46号 新見市大佐山田方谷記念館の指定管理者の指定について

正村教育長

次に、議第46号の説明をお願いいたします。

谷本課長

議第46号新見市大佐山田方谷記念館の指定管理者の指定についてでございます。

新見市大佐山田方谷記念館につきましても、令和6年3月末をもって指定管理期間が終了となり、管理運営を指定管理者におこなわせることについて12月市議会定例会での議決を求める必要があるために、議案として上程するものでございます。

資料の1ページをご覧ください。施設の名称でございますけれども、新見市大佐山田方谷記念館でございます。指定管理者の名称につきましては、大佐山田方谷記念館管理組合組合長磯田耕治でございます。指定の期間ですが、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

続いて2ページをご覧ください。施設の概要でございますが、主たる施設として展示室、研修室、茶室がございます。利用状況につきましては、ご覧のとおりでございます。現在の指定管理者についても同じで、大佐山田方谷記念館管理組合組合長磯田耕治、公募・非公募については非公募でございます。こちら書面決議の結果、委員全員一致で大佐山田方谷記念館管理組合が候補者に選定をされております。

3ページにいきまして、指定管理者候補者の概要につきましては、そちらに記載をしております通りでございます。指定管理期間につきましては、先程説明した5年間でございます。指定管理料につきましては、年間180万円でございます。この指定管理料につきましても、前回よりも35万円上がっておりまして、前回は145万円ございました。こちらにつきましては、主に最低賃金の見直し、それから人

件費の上昇を反映しておるものでございます。

説明の方は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

三上委員

指定管理の団体の決め方を教えてください。選定委員会というのはどこが設置して、どういう人たちが選定委員会のメンバーなんですか。

木下課長

選定委員会は、副市長が委員長で各担当部長が委員に入っております。公募の場合は、外部委員を入れて選定をおこないますけども、非公募の場合は、選定委員会の方で書面決議をすると決定をいただいた場合は、後日担当部長除く各部の部長で、書面で決議をしていただく流れになっております。

三上委員

はい、ありがとうございました。

松井職務代理者

決定内容とかそういったようなことについて全く異議があるわけじゃないんですけど、2ページの施設概要、4年分の利用実績を上げていただきますけども、この書き方が令和元年度になってるものと、平成31年度になっているものが混在しているのと、年度が上から順になっているのと下から順になっているのが混ざっているのもので、そこは統一した方がいいんじゃないかなと思います。

正村教育長

確かに、ありがとうございます。

木下課長

おっしゃる通りです。各所管課に作成をしていただいております。大佐関係は大佐支局の方で所管していただいております。美術館等はうちの生涯学習課がやっております。そのあたりで統一ができておりませんでした。同じ形式で議会の方にも提出しますので統一をさせていただきます。

正村教育長

ありがとうございました。

外にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第46号は承認といたします。

報第22号 令和5年度新見市二十歳の集いについて

正村教育長

次に、報第22号の説明をお願いいたします。

木下課長

それでは報第22号令和5年度新見市二十歳の集いについてご説明をさせていただきます。

1ページの資料をご覧ください。令和6年1月2日火曜日、まなび広場にいみ大ホールにおいて、令和5年度新見市二十歳の集いを開催いたします。対象者は、平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、原則新見市住民基本台帳に記載されている人でございます。対象人数は、277人となっております。内訳を言いますと、男子が137人、女子が140人という状況でございます。

例年、この二十歳の集いは、実行委員会形式で運営をすることとなっております。二十歳の方の中から実行委員を選ばせていただいて、運営をすることをしておりまして、今年度は会場内に、保護者等の入場を可能とすることとしております。

以上でございます。

正村教育長

保護者が入るのは何年ぶりですか。

木下課長

令和2年の時はオンラインでやっていますし、大体4年ぶりかと思っています。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問ありますでしょうか。

松井職務代理人

これは大変、めでたく素晴らしいことだし、できるだけ盛り上げていただきたいと思うんですけど、できるだけ先程もおっしゃられたように、新見市住民基本台帳に掲載されている人が対象だけでも、住所を有していない人でも、参加申込書の提出で出席が可能ということで、できるだけ多く集めようというのは大変いいことだと思いますが、このことについては、ホームページとか広く市民だけじゃなくて周知をされるのと、参加申込書の書式なんていうのももちろんダウンロードできて申し込めるとか、それから郵送でなくても、メール添付で申し込めるとか、そういうふうになってるんですか。

木下課長

はい。ご指摘のように原則ということで277名は、住民基本台帳に載っている人数でございまして、当然大学生の学生さんなんかで住民票を持って出られている方も当然おられますし、それから市外からこちらの大学に入って住所を持って来ていない、そういう方もおられます。

そういったことを想定いたしまして、極端に言いますと、当日来られた方でも入場することはできることにしておりますし、当然ホームページの方でも周知をさせていただいて、できる限り多く参加できる

	ようには考えております。
正村教育長	よろしいでしょうか。
松井職務代理者	わかりました。
正村教育長	ありがとうございました。 外にございますでしょうか。 よろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	無いようですので、以上で本日の議事を終了いたします。

7 閉 会

正村教育長	11月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。
(閉会時刻)	(午後4時35分)